

下東条小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年2月策定
令和6年4月改定

○ いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

上記の考えのもと、本校ではすべての教職員が「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止対策基本方針」を策定した。

いじめの基本認識

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要である
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である

いじめ防止のための基本姿勢として以下の5ポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ・ 自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・ 児童の能力・適性や興味・関心等に応じた学習活動を推進し、主体的に学校行事や授業に参加、活躍することを通じて個性や可能性の伸長を図る。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

また、いじめの問題への取組の重要性については、家庭や地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。

○人権教育の充実

- ・学級活動や全校集会等をとらえ、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。
- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・LGBTQ+についての理解を深め、性の多様性を認め合う児童を育成する。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で体験活動を体系的に実施

- し、自分の役割を自覚する中で、自己有用感等を高める。
- ・地域住民や保護者等、多くの大人に支えられる体験を通して、児童生徒の自信や意欲、感謝する心など豊かな心を育成する。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くために、異学年交流や自主的な児童会活動を取り入れる。
- ・インターネットを通して発生するいじめの未然防止については、発達段階に応じて関係諸機関や保護者と協力しながら、インターネットの危険性等について啓発する。
- ・「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、アンガーマネジメント教室などを活用し、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成する。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・親子人権学習や、人権講演会等で、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて、情報通信機器使用の約束を周知し、啓発活動や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

II いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

いじめの問題については、早期の発見が早期の解決につながる。いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提で、児童の様子を把握するため、日常観察や日記、いじめ実態調査アンケート等を活用し、また、保護者とも連携して情報を収集する。

また、特に集団の中で配慮を要する児童の特性に配慮し、丁寧な対応を心がける。

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・毎月のいじめ実態調査アンケートにより、相談しやすい環境づくりを行う。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ・ささいな事案に見えても根深いものがある場合があると教職員は心得、日々の観察を行う。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階や特別な配慮を要する児童の特性を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたりとともに、報告を行い、全職員が子どもを見守るようにする。

○日記や連絡帳、生活ノートを活用

- ・連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、報告を行うとともに、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・いじめ実態調査アンケート後に定期的な教育相談期間を設けて、児童の人間関係の状況について把握する。

○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・いじめ実態調査や生活アンケートは発見の手立ての一つであると認識し

た上で1か月に1回は実施する。その他、児童や保護者の訴えがあった時など、必要に応じて、随時実施する。

Ⅲ いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期対応に努め、被害児童の苦痛を取り除くことを最優先に、教職員全員の共通理解のもとに、組織的に取り組む。

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り記録する。その際には、学級担任だけでなく、生徒指導担当や管理職など、複数体制で指導する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・いじめ等防止対策委員会で、指導の方針を明確にし、教職員全体で共通理解を図る。「小野市いじめ等防止条例に係る報告書」を活用する。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○児童への指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導により、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者との連携

- ・事態の改善や解決に向けた具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて普段から保護者との連携を図る。

○いじめ事案対応後の指導

- ・継続的に声掛けを行い、指導・支援を行う。
- ・経過観察を全職員で行い、再発防止に努める。
- ・カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

IV ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性やインターネット上のトラブルについての最新の動向をもとにネット社会におけるルールやモラル育成について、警察等関係機関と連携して、児童、保護者への啓発を行う。また、**Chromebook** を使用しての学習の際には、教える内容に合わせて情報モラルの指導を行う。

○情報モラル教育の充実

- ・ネット使用のルールについて、講習会や授業を行う。また、情報通信機器の約束を配布し、学校と家庭とが連携して情報モラルを育てる。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会や講演会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

○早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠なので、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心掛けるとともに、相談しやすい体制づくりを行う。

○関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連絡を図り、速やかな解決に努める。

V いじめ問題に取り組むための校内組織

特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、多様な窓口を通して収集した情報を全体で共有し、組織的な対応を進めるために、校内にいじめ等防止対策委員会を設置し、校内の体制を整備する。

○「いじめ等防止対策委員会」

- ・いじめ等防止に関する措置を実行的に行うため、管理職、生徒指導担当、各学年代表によるいじめ防止対策委員会を設置する。この委員会は月1回以上開催する。

- ・いじめに関するアンケートについての情報収集・情報共有・記録を行い、共通理解の場とする。
- ・いじめ等防止対策委員会での情報を速やかに学年で共有し、全職員で児童の指導に当たる。
- ・いじめにあたるかどうかの判断や「いじめが疑われる情報があった場合の迅速な対応を図る。
- ・児童理解に関する研修、指導や支援に関する研修を実施する。
- ・いじめ対応に関する校内研修等の企画を行う。

○家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。
- ・ケースによっては、管理職は市教委に速報を入れ、事態の解決に向けて連携をとる体制を作る。
- ・ケースによっては、次にあげるメンバーを原則として緊急いじめ対策委員会を開催し、事態の解決にあたる。(校長、教頭、生徒指導担当者、各学年代表、養護教諭、学校評議員、SC、SSW、学校支援チーム、警察、市教委等)

○相談体制の充実

- ・カウンセリングマインドの研修により教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
- ・SCやSSWによる相談について保護者に周知し、活用を図る。